

## 近畿大学医学部におけるFD・SDに関する基本方針

### 1. FD・SDの基本方針

近畿大学医学部では、「建学の精神」に基づいて制定された「医学部における『求める教員像および教員の編成方針』」、を踏まえ、「近畿大学医学部が求める教員像」を具現化することを目指し、教職員の能力開発を行う。

そのための具体施策として、近畿大学医学部医学部教育センターFD委員会が、各学部・近畿大学病院・医学研究科等と協力し、近畿大学医学部独自のFD (Faculty Development)およびSD(Staff Development)を企画立案し、本学教職員の能力開発を推進する。

#### 医学部における「求める教員像および教員の編成方針」

1. 近畿大学の建学の精神と教育理念を深く理解し、医学部のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3つの教育方針の実現に貢献する者。また医学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を持つ者。
2. 医学の専攻分野に関する一定の研究業績・研究能力を有する者、または医学の専攻分野における十分な臨床経験を有し、かつ、高度の臨床能力を有する者。研究の成果および実務の経験を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与する能力を有する者。
3. 教育、研究、社会貢献、そして近畿大学・医学部の運営において自らの使命を自覚し、他の教職員と協力して、それらの発展に寄与するとともに、高い倫理性と清廉性を持って遂行できる者。
4. 基礎医学の教員については、臨床医学を修得するための基本となる概念、科学的知見と手法、また、学生が将来研究を継続することに興味をもてるような先端的な研究についても教育できる者。

5. 社会医学の教員については、国内外における医療システム、医療状況、医療の社会的役割について教育できる者。また、健康増進や予防医学についても教育できる者。
6. 行動科学の教員については、健康と疾病をめぐる心身相関、患者行動、医師の役割と行動、医師-患者相互関係などの医師として必要な資質について教育・評価できる者。
7. 臨床医学の教員については、分析的で批判的思考を含む科学的手法の原理、医学研究などの手法、EBMなどの科学的根拠に基づいた臨床医学を教育し、評価できる者。また、学生が卒業時に必要とされる臨床技能についても教育・評価できる者。

## 2. FD・SD の目的と定義

(1) 教員を対象に本学の教育プログラム、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究に加えて、広く教育の改善、研究力の向上等に関わる能力開発を含めた組織的な取組を「(FD)」と称する。

(2) 大学教職員を対象に、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識および技能を習得させ、並びにその能力および資質を向上させるための研修およびその他必要な取組を「(SD)」と称する。

## 3. FD・SD の実施方針

(1) FD については、全学および各学部・各研究科における内部質保証を適切に推進するため、FD委員会が、組織的・体系的に計画し、実施する。

(2) SD については、教職員の職務に必要な能力・資質の向上を図るため、FD委員会が情報を集約し、組織的・体系的に実施する。

(3) 上記のほか、FD・SD 活動は、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。

#### 4. FD・SD の効果検証・改善

(1) 実施方針に基づいた FD・SD 活動の組織的・体系的な実施に向けて、FD 委員会にて自己点検・評価（FD・SD の内容、方法、実施時期、効果等の適切性について検証）を行い、その内容を医学部IR委員会が、分析・評価する。

(2) 医学部IR委員会による分析・評価の結果をFD委員会が取りまとめ、検証結果に基づいた改善・向上を図るものとする。

#### 5. FD・SD 情報の収集と発信

(1) 実施されたFD・SD については、FD委員会が一元管理し、本学のWEB サイト等を活用し学内へ広く発信する。

2025 年 6 月 18 日 制定